

禁止地域に指定する道路等の区間から視認できないもので、次の基準に適合するもの

種 別	基 準
第1種禁止地域 第4種禁止地域	許可の共通基準及び個別基準に適合していること

(4) 許可を受けることなく禁止物件に掲出できるもの (条例第12条第4項)

石垣・擁壁等、発電用風力設備、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突・ガスタンク、水道タンク等に掲出する自家用広告物で、次の基準に適合するもの

区 分	基 準	
表示面積	5㎡以下	
数量	1物件につき1枚(基、個)	
掲出場所	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止地域では、石垣、擁壁等に掲出ししないこと ・物件の外郭線から突出しないこと 	
色 彩	第2種禁止地域以外の地域	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色の色数は2色以下 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/2以下(色数が3色以下の場合を除く)
	第2種禁止地域	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度の高い色の色数は1色 ・彩度の高い色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合1/5以下

管理用広告物

9. 許可の基準 (条例第14条)

(1) 共通基準

特に景観に配慮すべき地域又は場所においては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を当該景観と調和したものとする。

広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとする。

ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあっては、昼間における美観の維持に必要な対策を講じること。

蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)又は反射光の強い塗料を使用しないこと。

都市計画法の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は風致地区の境界線から100m以内の地域に掲出する広告物等で、当該第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は風致地区から視認できるもの(以下「LEDサイン」という。)を使用せず、かつ、光源の点滅(光源の動き又は光源の輝度の変化を含む。以下同じ。)がないものとする。

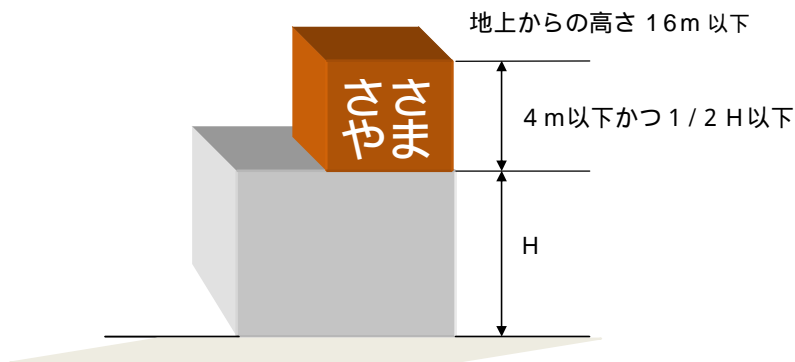
許可地域において、高さが12mを超える建築物に掲出する広告物等の表示面積の合計は、一つの建築物の壁面合計面積の1/2を超えないこと。

都市計画法の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域にあっては、一つの敷地内に掲出する広告物(自家用広告物を除く)の表示面積の合計は、10㎡以下とすること。

(2)個別基準

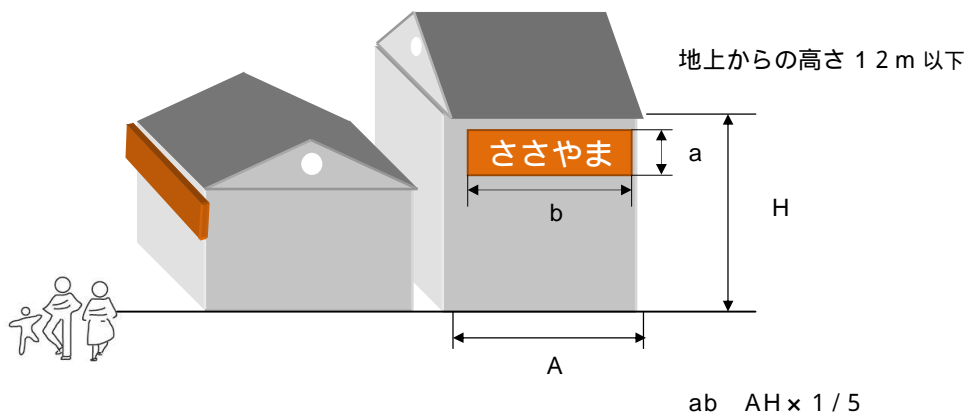
屋上利用広告

区分	基準
広告物の高さ	4 m以下かつ地上から設置する箇所までの高さの1/2以下
地上からの高さ	16 m以下 (高さが12 mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに4 mを加えた高さ以下)
掲出場所	木造建築物の屋上への掲出禁止
その他の表示方法	建築物(屋上構造物を除く)の壁面の延長面からの突出禁止 支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮へいすること ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅が急速なものの禁止



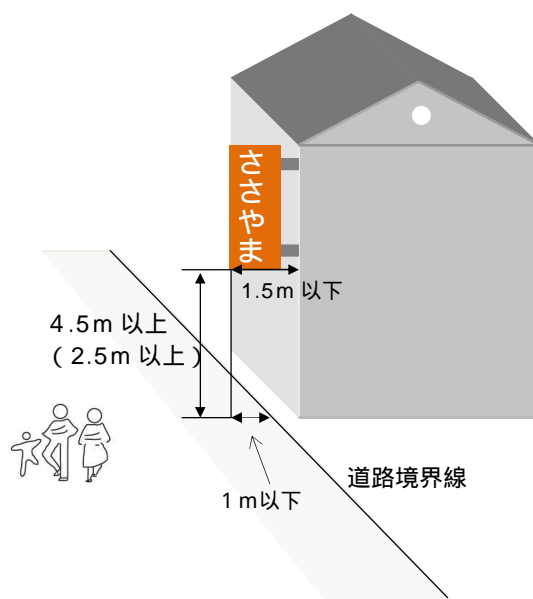
壁面利用広告

区分	基準
表示面積の合計	壁面の1/5以下 (LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下) 広告幕の長さは15 m以下(懸垂幕は12 m以下)、幅1.5 m以下
地上からの高さ	12 m以下 (高さが12 mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
その他の表示方法	壁面の外郭線からの突出禁止 窓・開口部をふさがないこと(広告幕を除く) 意匠が同一のものは1壁面に1個(枚)



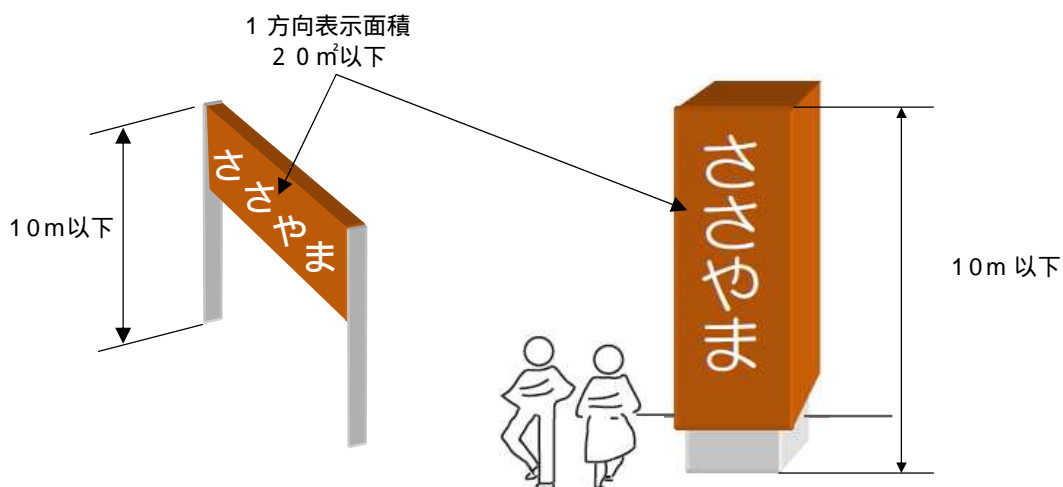
壁面突出広告

区 分	基 準
建築物からの出幅	建築物から 1.5 m 以下、道路境界線から 1 m 以下
地上からの高さ	12 m 以下 (高さが 12 m を超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下)
道路面からの高さ	4.5 m 以上 (歩道上 2.5 m 以上)
その他の表示方法	壁面上端を超える突出禁止 広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと 交通信号機から 10 m 以内でのネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止かつ光源の点滅禁止



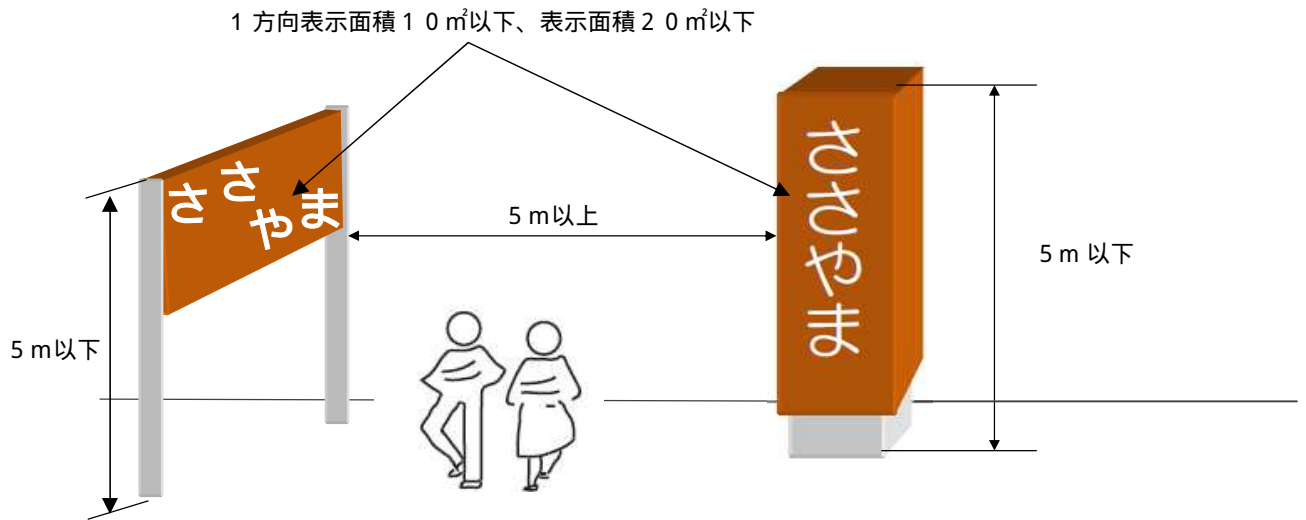
自己敷地内建植え広告

区 分	基 準
表示面積	1 方向の表示面積 20 m ² 以下、表示面積 60 m ² 以下 (LED サインを使用する場合、1 方向の表示面積 5 m ² 以下、表示面積 15 m ² 以下)
数量	2 基以下
地上からの高さ	10 m 以下
その他の表示方法	地上からの高さが 5 m を超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止かつ光源の点滅が急速なものの禁止



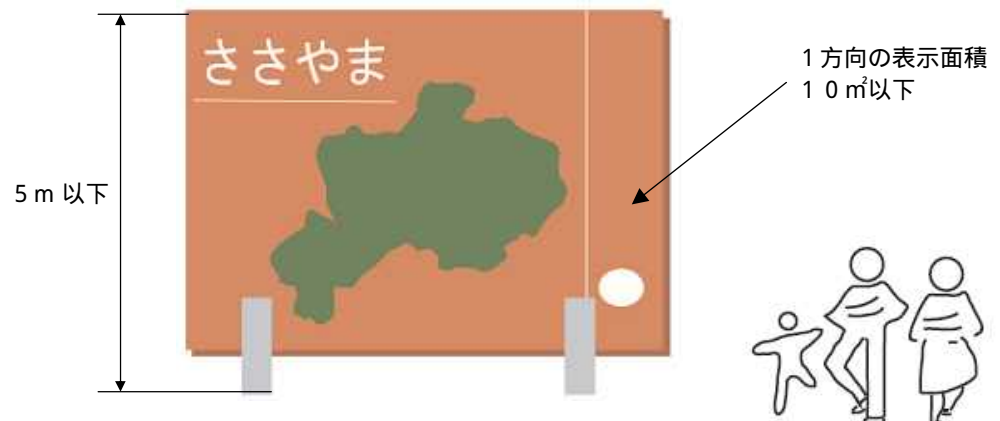
自己敷地外建植え広告（野立広告物）

区分	基準
表示面積	1方向の表示面積10㎡以下、表示面積20㎡以下
地上からの高さ	5m以下
相互距離	5m以上
掲出場所	第1種許可地域での掲出禁止 交通信号機・踏切からの距離5m以上 道路に接して農地の広がる地域のうち、市長が特に指定する区域（以下「田園沿道区域」という。）での掲出禁止
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等（ネオンサイン、LEDサイン及び光ファイバーを利用するものをいう。以下同じ。）の使用禁止かつ光源の点滅禁止



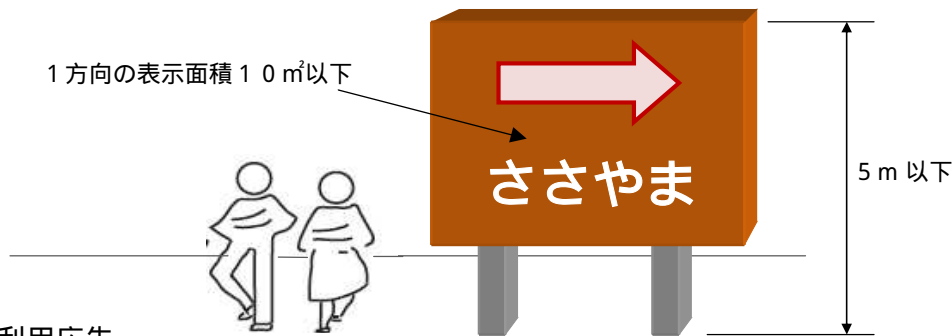
自己敷地外に建植えする道標・案内図板等

区分	基準
表示面積	1方向の表示面積10㎡以下、表示面積20㎡以下
地上からの高さ	5m以下
相互距離	5m以上
掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上（案内図板を除く）
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下（案内図板を除く）
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止



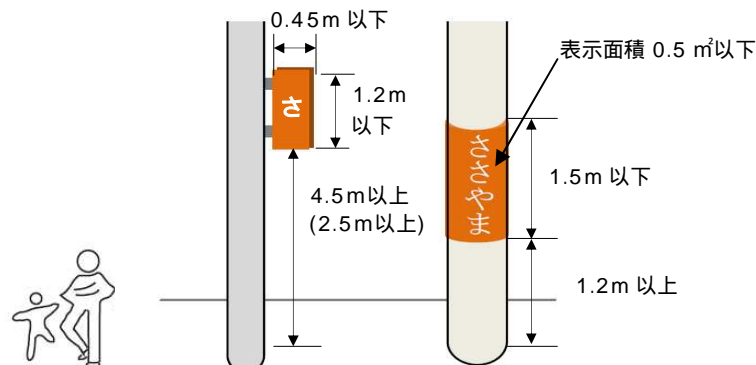
自己敷地外に建植えする案内誘導広告

区分	基準
表示面積	1方向の表示面積10㎡以下、表示面積20㎡以下
数量	禁止地域又は許可地域を問わず、案内誘導しようとする施設等につき5基以下
地上からの高さ	5m以下
誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内
相互距離	5m以上
掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上 田園沿道区域での掲出禁止 ただし、次のいずれかに該当する場合を除く a 指定道路区間から視認できないもの b 交通信号機を有する交差点、その他市長が特に指定する交差点からの距離が30m以内のもの c 施設等への誘導距離が1km以内で、1施設等につき1基かつ1方向の表示面積が1㎡以下のもの
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止



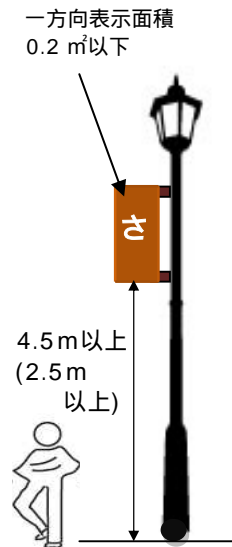
電柱利用広告

区分	基準
規格	突出するもの 縦1.2m以下、横0.45m以下 巻きつけるもの 縦1.5m以下 表示面積0.5㎡以下
数量	電柱1本につき、突出するもの、巻き付けるもの各1個
道路面からの高さ	突出するもの 4.5m以上(歩道上2.5m以上) 巻き付けるもの 1.2m以上
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止
その他の表示方法	突出するものは 設置する方向が歩車道の区別のある道路にあつては歩道側、その他の道路にあつては路肩側とすること 柱から垂直に0.15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること



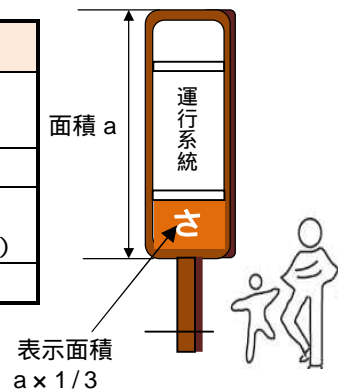
街灯利用広告

区分	基準
表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする
1方向の表示面の面積	0.2㎡以下
数量	街灯1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く）
その他の表示方法	同一商店街に掲出するものは規格を統一すること 厚さ0.15m以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること



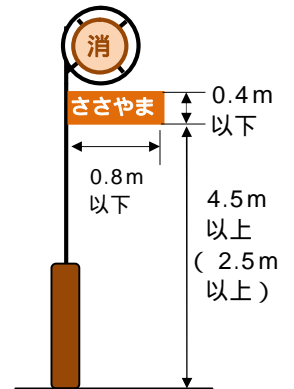
バス停留所標識利用広告

区分	基準
1方向の表示面の面積	表示板の表示面の面積の1/3以下
数量	1個
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く）
その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること



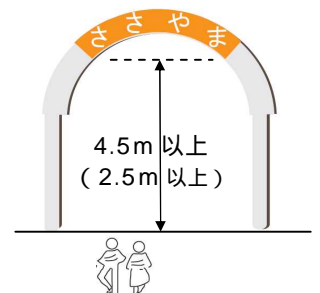
消火栓標識利用広告

区分	基準
規格	縦0.4m以下、横0.8m以下
数量	標識1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
掲出場所	交通信号機からの距離5m以上
色彩	彩度の高い色の色数は2色以下 地色への彩度の高い色の使用禁止（色数が2色以下の場合を除く）



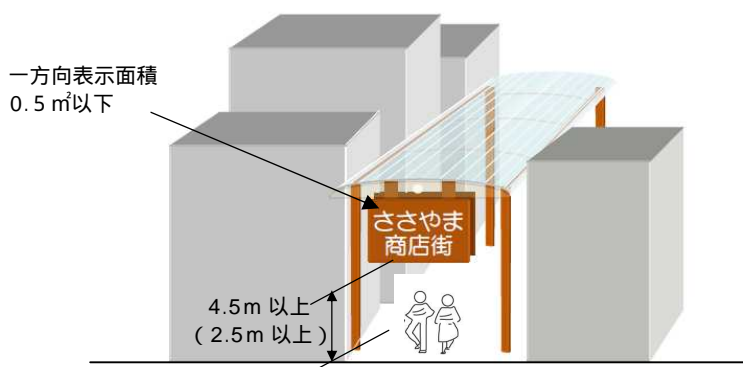
アーチ利用広告

区分	基準
表示目的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとする
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止



アーケード利用広告

区分	基準
1方向の表示面の面積	0.5㎡以下
数量	広告物等を掲出しようとする者1人につき1個
道路面からの高さ	4.5m以上(歩道上2.5m以上)
その他の表示方法	同一商店街に掲出するものにあつては規格を統一すること 照明を伴うものであること ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止



自動車表示広告

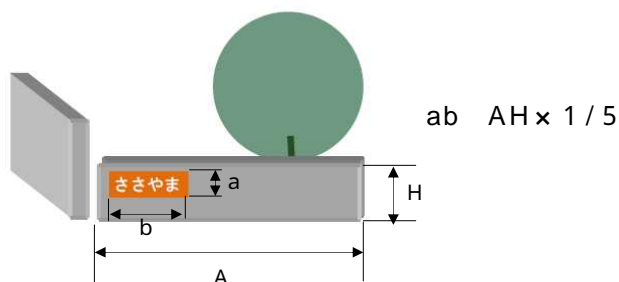
区分	基準
色彩等	宣伝車()は、消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとする
表示面積	路線バスは、1側部につき3㎡以下、後部は1㎡以下
その他の表示方法	路線バスの前部には表示しないこと

宣伝車 自動車登録規則別表第2に規定する広告宣伝車用自動車をいう。



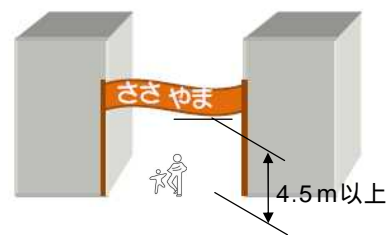
垣・塀利用広告

区分	基準
表示面積の合計	掲出される垣又は塀の面の面積の1/5以下
数量	2個以下
その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと



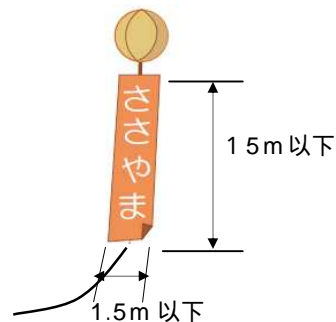
広告幕（壁面を利用するものを除く）

区分	基準
道路面からの高さ	横断幕は4.5 m以上



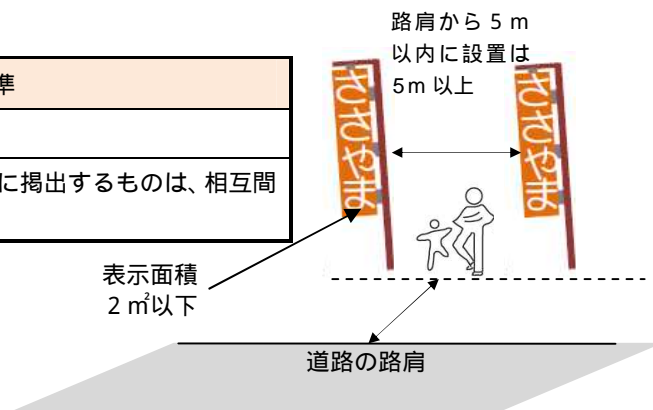
アドバルーン

区分	基準
規格等	幅1.5 m以下、高さ15 m以下



広告旗

区分	基準
表示面積	2 m ² 以下
相互距離	道路の路肩から5 m以内の場所に掲出するものは、相互間距離を5 m以上とすること



置看板・立看板

区分	基準
1方向の表示面の面積	2 m ² 以下
掲出場所	道路上には設置しないこと

